

# 久留米市広告事業実施要綱

## (目的)

第1条 本市における広告事業は、市が発行する印刷物及び市が保有する資産を広告媒体として活用し、企業等の広告掲載による財源確保に取り組むことにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市資産のうち広告の掲載や掲出が可能なものをいう。
  - ア 市が発行する印刷物
  - イ 市のホームページ
  - ウ 市が所有する公用車
  - エ その他広告媒体として活用できる市の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出すること及びネーミングライツ（施設命名権）の付与をいう。
- (3) 広告事業者 広告媒体に広告を掲載する者
- (4) 広告事業代理者 広告代理店を営む者及びこれに類する者で、市が決定した者
- (5) ネーミングライツ（施設命名権）の付与 市の所有する公用・公共用施設において、企業等の名称を冠する権利等を売却することをいう。

## (広告掲載の原則)

第3条 広告事業の実施においては、法令遵守、消費者保護、青少年健全育成、人権尊重・性差別防止、商取引の公正、品位の保持、社会の健全な発展などに配慮しなければならない。

## (広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の公共性を損なうおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 社会問題についての主義主張、意見広告、個人的宣伝に類するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告等に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告の掲載、掲出を行う広告媒体の種類は、それぞれの部長等が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置、掲示場所等は、当該広告媒体ごとに、それぞれの部長等が別に定める。

(広告事業代理者への委託等)

第7条 広告事業は、各部局が直接実施するほか、広告事業代理者に委託し、又は広告枠を売り渡す方法により行うものとする。なお、指定管理者が管理する公共用施設については、市が指定管理者に広告事業を行わせることができる。

(広告事業者の決定)

第8条 広告事業者は、入札、その他適正な方法によって選定しなければならない。広告事業者の決定に関する細目は別に定める。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する部局、又は市の委託等を受けた広告事業代理者が行うものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 広告掲載等の申込みを受け付けたときは、広告媒体を所管する部長等は、第4条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

- 2 広告事業者が広告を掲載しようとするときは、必要書類（見本を含む。）を添えて、市の承認を受けなければならない。
- 3 広告掲載の決定又は承認を行うときは、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 4 広告掲載の申込みが当該広告枠の予定数を超えた場合は、原則として先着順、又は予め定める優先順位によって決定する。
- 5 広告掲載の申込者に市税等の滞納が認められた場合は、広告掲載等を決定又は承認しない。ただし、滞納分が完納された場合は、この限りでない。

(審査機関)

第11条 広告掲載の可否を審査するため審査機関（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 「広告事業推進委員会」をもって審査会に充てる。
- 3 審査会は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合、これを審査する。

(広告掲載の料金)

第 12 条 広告掲載の料金は、類似広告の市場価格等を参考に、広告媒体ごとに、それぞれの部長等が定める。

- 2 広告掲載を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価額を広告掲載等料金とする。
- 3 広告掲載の料金は、市長が定める期日までに納入しなければならない。
- 4 広告掲載契約の期間に、1 月未満の端数があるときは、30 日を 1 月として日割計算を行う。

(広告掲載料金の還付)

第 13 条 既納の広告掲載料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 広告掲載申込者の責めによらない理由により広告掲載ができない場合
- (2) 広告掲載申込者が広告掲載決定の取消しを願い出て、相当の理由があると認められる場合
- (3) その他市長が特に認める場合

(広告掲載の取消)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定又は承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載の決定又は承認後のやむを得ない事情により、広告掲載に支障が生じた場合
- (2) 広告掲載料金を定められた期日までに納入しなかった場合
- (3) 版下原稿等を指定された期日までに提出しなかった場合
- (4) 広告掲載申込者が法令、関連基準等に違反した場合など、市が広告掲載について不相当と認める場合
- (5) 広告事業者が、第 10 条第 3 項の規定による指示又は条件に従わないとき
- (6) 広告事業者が、市の広告事業者としての決定の取消しを受けた場合

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。